

鳥取県立まなびの森学園いじめ防止基本方針

令和6年4月
鳥取県立まなびの森学園

1 いじめの定義といじめに対するまなびの森学園の基本姿勢

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条1項）

まなびの森学園は、上記の考え方のもと、すべての教職員が「いじめは、どの生徒にも、どの学校・どの学級でも起こるかもしれないことであり、いじめ問題にまったく無関係な生徒はいない」という基本的な考え方にたち、すべての生徒が「いじめのない安心・安全な学校生活」を送ることができるように、鳥取県立まなびの森学園いじめ防止基本方針（以下「学校方針」という。）をつくりました。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげます。

- (1) まなびの森学園は、目指す学校の姿「いろとりどり[色鳥取]に、ともに自分らしく学ぶ」を学校教育の柱として魅力ある学校づくりを進め、生徒が安心・安全な学校生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、まなびの森学園（教職員）は、いじめの未然防止、早期発見に努め、適切に指導する責任を負います。
- (3) 生徒が自主的に行ういじめ防止の取組を支援しつつ、生徒や保護者等、及び教職員にいじめ防止に関する研修等を行います。
- (4) 学校教育活動全体を通じて、相手を思いやる気持ちや豊かな想像力、心の通う人間関係をつくる能力を高めます。
- (5) いじめ防止に向けて、保護者等や関係機関との連携を図り、一体となって継続的に取り組みます。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 方向性

ア 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられる側にも問題があるという考え方は容認できない」ということを全教職員、全生徒で共通理解し、学校全体で「いじめを許さない」という環境づくりを進めます。

イ アの環境づくりを進めるために、「いじめに向かわないための態度・能力の育成」と「いじめを生まない環境づくり」の2つを柱に取り組みます。

(2) いじめに向かわないための態度・能力の育成

ア 学校教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育、体験活動等を充実させ、さまざまな人たちの思いや考え方に触れる機会を通して、お互いを尊重する態度を養います。

イ 悩みや不安を抱えていたり、ストレスを感じていたりするときに、一人で抱え込まず、誰かに相談したり、ストレスと向き合い解消したりしようとする力を育みます。

ウ 情報モラル教育を行い、インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解し、適切にインターネット、SNS等を活用する力を身に付けます。

(3) いじめを生まない環境づくり

ア 学校生活の中で、「わかった」「できた」という満足感や「なるほど」「そういう考え方もあるのか」という新しい発見などがある授業づくりに努め、それぞれのよさを引き出し、認め合える学びの場を保障します。

イ 生徒の誰もが活躍し、ともに学ぶ機会を設け、お互いがお互いの学びの役に立つことを経験したり、人から認められたりすることで、自分は自分のままでよいと思える心

の安定を図ります。

ウ 教職員が生徒一人ひとりの立場を尊重し、ゆとりと安心感を与えられるような支援や助言を心掛けます。

3 いじめの早期発見に向けて（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめについては、日ごろから教職員がアンテナを高くし、生徒の観察や情報の共有を行います。生徒のささいな変化や少しでも違和感がある場合、声かけをして状況を確認するなどの対応を通して、いじめの早期発見に取り組みます。
- (2) いじめの早期発見に向けて、生徒同士の人間関係にも注意を向けながら、年3回の定期面談や毎月1回実施する生活アンケート（いじめに関する事項も含むのほか）、生徒が訴えやすい機会を設け、ささいな兆候に気づき迅速に対処します。
- (3) 気になる情報等がある場合は、生徒と個人面談を行い、情報共有できる体制をつくりま

4 早期対応・事案対応（加害生徒への対応も含む）

(1) いじめの組織的な対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかに学校いじめ対策組織で協議し、学校の組織的な対応につなげま

(2) いじめの事実確認

学校は、生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等事実確認を行い、その結果を県教育委員会に報告します。（法23条2項）なお教職員は、「学校方針」等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。

(3) いじめを受けた、いじめを行った生徒やその保護者等への対応

学校は、いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門家の協力を得ながら、いじめを受けた生徒やその保護者等に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導、助言及びその保護者等に対する助言を継続的に行います。（法23条3項）

(4) 犯罪行為として扱うべきいじめ

犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認められる時は、学校は、所轄警察署と連携して対処します。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。（法23条6項）

(5) いじめに対する措置

校長及び教員は、教育上必要があると認める時は、適切に懲戒を加える場合があります。（法25条）

学校は、必要があると認める時は、いじめを行った生徒に対して、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒のみならず他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。（法23条4項）

また、教職員は、いじめを行った生徒に対して、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、保護者等や専門機関等との連携をとりながら、毅然とした態度で指導・対応を行います。

(6) 配慮が必要な生徒への支援

教職員は、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、生徒をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応します。

その際、学校は、専門家等の意見を参考に、保護者等との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行います。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする存在、周辺で黙認する存在にも留意し、教職員は、必要に応じて集団全体への働きかけを行います。

(8) 生徒又は保護者等からの申立てへの対応

生徒又は保護者等からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能

性があることから、学校は、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

(9) いじめの解消

教職員は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行います。

いじめが「解消している」状態とは、

○ いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）

○ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめを受けた生徒本人及びその保護者等に対し、面談等により確認する）

であり、他の事情も勘案して慎重に判断します。

解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

5 いじめの重大事態への対応（いじめ防止対策推進法 第28条関連）

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされています。

(2) 県教育委員会への報告

いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合には、学校は、速やかに県教育委員会に報告します。必要に応じて、重大事態の対処について指導及び支援を依頼します。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、調査のための組織を設け、学校主体で速やかに調査を行うか、県教育委員会において実施する調査に協力します。（法28条）

なお、調査にあたっては、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように組織を構成します。

(4) 事実関係の明確化

学校は、いじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に明らかにします。

(5) 適切な支援・指導

調査結果を踏まえ、教職員は、当該生徒やその保護者等に適切な支援・指導を行います。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的な支援を行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

また、いじめを行った生徒に対しては、保護者等に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。

(6) いじめを受けた生徒やその保護者等に対する事実関係の説明と個人情報の取扱い

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者等に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告に努め、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供します。

(7) 事後の再発防止の取組

学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。

(8) 報告の流れ

重大事態が発生した際には、事実関係や調査結果について、県教育委員会を通じて知事に報告します。

【重大事態対応フロー図】

まなびの森学園学校の対応

重大事態の発生

県教育委員会に重大事態の発生を報告（県教育委員会は鳥取県知事に報告）

県教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

まなびの森学園が調査主体の場合

県教育委員会の指示のもと、
資料の提出など調査に協力

まなびの森学園の下に重大事態の調査組織を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、当該調査の公正性・中立性が確保されることが望ましい。
- ※事実関係の全貌が明らかであり関係児童生徒、保護者が納得している場合は第三者による調査委員会を立ち上げない場合がある。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ※たとえ調査主体にとって不都合なことがあったとしても事実をしっかり向き合う姿勢が重要。
- ※適時適切な方法で被害児童生徒及びその保護者に対して経過を報告することが望ましい。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係及び再発防止策について、情報を適切に提供する。
- ※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠ってはならない。

調査結果を県教育委員会に報告

- ※事実関係及び再発防止策を明確にする。
- ※被害児童生徒または保護者が希望する場合には、被害児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添えることができる。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※学校は関係児童生徒の支援及び再発防止に向けた取組を進める。

【重大事態対応フロー図（公立学校の場合）】

設置者の対応

